

特別養護老人ホーム愛光苑

短期入所生活介護運営規程

介護予防短期入所生活介護運営規程

目次

第1条	事業の目的
第2条	運営の方針
第3条	事業所の名称
第4条	営業日及び営業時間
第5条	職員の配置
第6条	利用者の定員
第7条	主なサービス
第8条	施設の利用料
第9条	通常を送迎の実施地域
第10条	サービス利用にあたっての留意事項
第11条	緊急時等における対応方法
第12条	事故発生時の対応
第13条	身体拘束等の禁止
第14条	非常災害対策
第15条	虐待の防止対策
第16条	成年後見制度の活用支援
第17条	苦情解決体制の整備
第18条	職員の健康管理
第19条	指定短期入所生活介護の利用契約
第20条	衛生管理及び指定短期入所生活介護従業者等の健康管理等
第21条	秘密保持等
第22条	個別援助計画の作成等
第23条	サービスの提供記録の記載
第24条	その他運営についての留意事項

特別養護老人ホーム愛光苑短期入所生活介護運営規程
介護予防短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 鴻仁福祉会が設置経営する特別養護老人ホーム 愛光苑（以下「事業所」という。）は介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の理念に基づき、要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対して適切な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が要介護状態等になった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う事により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとし、介護予防については利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。事業所は、介護・介護予防サービス実施に当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス並びに福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、関係市町村、地域包括支援センターとも連携を取り、統合的かつ効果的なサービスが提供できるように努めるものとする。また地域ケア会議には積極的に参加する。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム愛光苑
- (2) 所在地 岡山市南区浦安本町 81 番地 2
- (3) 開設年月日 平成 4 年 4 月 1 日
- (4) 電話番号 086-265-0877
Fax 086-265-0548
- (5) 管理者 施設長 筒井 恵子
- (6) 介護保険指定番号 3370102208

(営業日及び営業時間)

第4条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は年中無休。
- (2) 営業時間は 24 時間とする。

(職員の配置)

第5条 施設に次の職員を置き、それぞれの職務にあてる。

職 種	員数	職 務 内 容
管理者	常勤 1名	施設の統括
医師 歯科医師	非常勤 2名 非常勤 1名	利用者の診察、健康管理及び保険衛生指導
生活相談員	常勤 1名	利用者の生活相談、面接、身上調査並びに入所者や家族等の処遇上の相談、生活・行動プログラムの作成など
看護職員	常勤 2名 非常勤 2名	入所者の健康管理及び処置
介護職員	常勤 24名以上	入所者の日常生活介護
機能訓練指導員	非常勤 1名	機能訓練個別計画の作成、実践並びに介護者への指導、レクリエーションの計画、実践
介護支援専門員	常勤 1名以上	入所者に対して適切な施設サービス計画を作成し、自立に向けて支援する。
管理栄養士	常勤 1名	献立作成、栄養量計算及び給食記録、栄養の評価、嗜好調査等の実施、給食会議の主催、調理員の指導
事務職員	常勤 2名 非常勤 1名	庶務及び会計事務に従事する。施設管理業務・運転業務
管理当直	非常勤 3名	夜間の保安管理
調理員	常勤 4名 非常勤 4名	入所者の食事の調理・配膳・洗浄

(利用者の定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日20人とする。

(主なサービス)

第7条 事業所が提供できる主なサービスは次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄及び食事の基本介護。
- (2) 日常生活上の世話。
- (3) 機能訓練。
- (4) 送迎。

(施設の利用料)

第8条 利用料等は次のとおりとする。

短期入所生活介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該短期入所生活介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 居住費及び食費については朝食・昼食・夕食で召し上がられた分のみお支払い頂く。

(金額については別表参照)

(2) 理美容代 実費

- (3) 前号に掲げるもののほか、短期入所サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められているものの実費。
- (4) 事業所は、前項の費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者または家族の同意を得るものとする。また、併せてその支払いに同意する旨の文書に記入押印を受ける。

(通常の見迎の実施地域)

第9条 通常の見迎の実施地域は、御津・建部・足守・瀬戸周辺地区以外の岡山市内とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は指定(介護予防)短期入所生活介護の提供をうける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) の利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供をうけるよう留意する。
- (2) 火災予防上、次の点には特に注意を払い、火災防止に協力すること。
- 1) 喫煙は、所定の場所で行うこと。
 - 2) サービス火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。
- (3) 飲酒は、施設が定めた時間と場所で行うこと。
- (4) 建物・備品及び貸与物品は、大切に扱う様努めること。
- (5) 他の利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行ってはならない。
- (6) 利用者は重要事項説明書の内容を遵守するよう努めなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 職員等は、指定(介護予防)短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状等に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者及び家族に報告しなければならない

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、管理者が責任をもって事故の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 事故発生防止のための指針の整備と共にリスクマネジメント委員会を設け、防止・改善に努め、職員研修を行う。
- (2) 事故が発生した場合又は危険性がある場合は、改善策を周知徹底する。
- (3) 医療を伴う事故が発生した場合には速やかに医師及び管理者に報告し、市町村・利用者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講ずる。
- (4) 事業所は社会福祉施設総合損害補償に加入し、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(身体拘束等の禁止)

第13条 利用者又は他の入所者等の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

やむを得ず行なう場合は、身体拘束廃止委員会で検討した上で、施設長及び家族の承諾を得て定められた様式に記録し、状況に応じて解除の検討を行い、必要性がなくなった場合は、速やかに拘束を解除する。

(非常災害対策)

第14条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての管理者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うとともに次の各号に掲げる事項を定期的実施し、災害の防止に努めなければならない。

- (1) 消火・避難・警報、その他防災に関する設備及び火災発生等の恐れのある箇所の点検整備。
- (2) 少なくとも年2回以上の非常災害想定避難訓練の実施。
- (3) 防災計画の策定。
- (4) 非常時には、岡山市の福祉避難所として、近隣の福祉避難所となる場合がある。

(虐待の防止対策)

第15条 管理者は虐待防止の指針に基づき、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が出来るよう、平素より虐待防止のための職員への啓発・教育を行う。また虐待を受けたと思われる場合は速やかにこれを市町村に通報する。

(成年後見制度の活用支援)

第16条 成年後見制度の利用が必要な利用者には説明を行い、支援を行う。

(苦情解決体制の整備)

第17条 利用者・家族の苦情については、管理者が責任をもって迅速かつ適切に対応し、改善し、説明する。

- (1) 受付窓口を設け、担当責任者(ショート担当者)を1名配置し、公的機関・家族会の役員等苦情の受付口について事業所内に掲示を行う。
- (2) 事業所内に意見箱を設け、苦情について迅速に対応し、回答は施設内に掲示する。

(職員の健康管理)

第18条 職員の採用時、及び年1回以上の健康診断を行うこと。尚、夜間勤務の職員は年2回以上とし、又、給食調理業務に従事する職員には月1回以上の検便を行う。

(指定短期入所生活介護の利用契約)

第19条 事業所は、指定(介護予防)短期入所生活介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族に対して(介護予防)短期入所生活介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合に当たっては、利用契約の締結はサービス開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び指定短期入所生活介護従業者等の健康管理等)

第20条 事業所は、(介護予防)短期入所生活介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、職員に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。また、深夜勤務に就く者は年2回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第21条 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、(介護予防)短期入所生活介護従業者が、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させる。また(介護予防)短期入所生活介護従業者でなくなった後もこれらの秘密を保持するべき旨を、(介護予防)短期入所生活介護従業者との雇用契約の内容とする。

(個別援助計画の作成等)

第22条 事業所は、居宅サービス計画書が立てられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの短期入所生活介護個別援助計画（以下「個別援助計画」という。）を作成し、利用者、家族に説明する。

- 2 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。
- 3 事業所内における介護のため個人の情報を共有し、またかかりつけ医の要望がある時は、サービス提供時の様子を知らせる。

(サービスの提供記録の記載)

第23条 (介護予防)短期入所生活介護従業者は、指定(介護予防)短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該(介護予防)指定短期入所生活介護について、介護保険法第41条第6項または同法第53条第4項の規定により、利用者に代わって支払いをうける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第24条 事業所は、短期入所生活介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を随時設けるものとし、業務体制を整備する。

- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとし、サービスの終了後5年間保存する。
- 3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

この規程の改正は、平成12年10月1日から施行する。

この規程の改正は、平成13年11月10日から施行する。

この規程の改正は、平成15年11月18日から施行する。

この規程の改正は、平成18年4月1日から施行する。

この規程の改正は、平成21年11月1日から施行する。

この規程の改正は、平成24年1月6日から施行する。

この規程の改正は、平成24年9月1日から施行する。

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

この規程の改正は、平成25年12月1日から施行する。

この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

この規程の改正は、平成27年8月1日から施行する。

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

この規定の改正は、令和1年10月1日から施行する。

この規定の改定は令和1年10月1日から施行する。

この規定の改定は令和3年8月1日から施行する。

この規定の改定は令和6年8月1日から施行する。